

消防署 だより

松前消防署 ☎ 984-3404
FAX 984-4011

「消火栓」「防火水槽」付近は**駐車禁止**です！

「消火栓」や「防火水槽」は、消火活動に欠かすことのできない設備で、火災発生時は消火に必要な水を消防隊に供給するものです。これらは、道路脇や歩道上などに設置されていて、その位置を示すために標識を掲げていたり、路上や蓋にマーキングをしていたりします。また、「消防水利」として指定されているプールなども消火活動に使用することがあります。

消防隊は定期的に「消火栓」などの調査や点検を行い、いつどこで火災が発生しても、直ちに消火活動ができる体制をとっています。しかし、火災発生時に「消火栓」や「防火水槽」付近への違法な駐車車両が障害となり、消火活動を妨げるケースがあります。「消火栓」や「防火水槽」の周辺は、道路交通法で駐車が禁止されています。

違法な駐車は、一刻を争う消防活動の障害となりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。



▶ 道路交通法で駐車を禁止している場所（消防に関するもの）

● 消防水利の周辺

- ① 消火栓から5m以内の部分
- ② 消防用防火水槽の吸水口もしくは吸管投入口から5m以内の部分
- ③ 消防用防火水槽の側端またはこれらの道路に接する出入口から5m以内の部分
- ④ 指定消防水利（プール、池、井戸、河川など）の標識が設置されている位置から5m以内の部分

● その他

- ① 消防用機械器具の置場（消防自動車の車庫や消火用ホース格納庫など）の端、またはこれらの道路に接する出入口から5m以内の部分
- ② 火災報知機から1m以内の部分
- ③ 駐車車両の右側の道路上に3.5m以上の余地がない場合



News

宝くじ助成事業で少年消防クラブの子ども用ヘルメット・防火服を整備しました

伊予消防等事務組合消防本部では、(一財)自治総合センターによる宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源としたコミュニティ助成事業を活用して「少年消防クラブの訓練に使用する子ども用ヘルメット・防火服」を宝くじの助成金で整備しました。

